

注　記　事　項

1. 重要な会計方針

(1) 運営費交付金収益の計上基準

費用進行基準を採用しております。

全ての業務について費用進行基準を採用しておりますが、これは業務達成基準及び期間進行基準を採用することが、業務の実施と運営費交付金との対応関係が中期計画及びこれを具体化する年度計画等において不明確であるという理由から困難であり、費用進行基準を採用する必要があるためです。

(2) 減価償却の会計処理方法

①有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	2～50年
構築物	2～57年
機械装置	2～9年
船舶	2～15年
車両運搬具	2～6年
工具器具備品	2～20年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第86）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

②無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

工業所有権	2～10年
ソフトウェア	2～5年
施設利用権	15～20年

(3) 賞与に係る引当金及び見積額の計上方法

職員の賞与については運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与見積額は、会計基準第17に基づき計算された賞与引当金の当期増減額を計上しております。

(4) 退職給付に係る引当金及び見積額の計上方法

職員の退職手当については運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

厚生年金基金から支給される年金給付については、運営費交付金により厚生年金基金への掛金および年金基金積立不足額について財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、会計基準第38に基づき計算された退職一時金及び年金給付に係る退職給付引当金の当期増減額を計上しております。また、国からの出向職員に係る退職給付見積額の当期増加見積額についても含めて計上しております。

(5) たな卸資産の評価基準及び評価方法

未成受託研究支出金	個別法による低価法を採用しております。
貯蔵品	先入先出法による低価法を採用しております。

(6) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(7) 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

①国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用の計算方法

- ・地方公共団体より無償貸付を受けている公有財産等に対して、各地方公共団体における算定方式及びそれらに準じた算定方式により得た貸借価格を計上しております。計算式は次の通りであります。

$$\text{固定資産評価額} \times \text{借入面積} \times \text{貸付料率} = \text{貸借価格}$$

- ・国より無償貸付を受けている研究用機器等の物品に対し、減価償却を行ったとして得られた当該事業年度の減価償却費相当額を計上しております。

②政府出資等の機会費用の計算利率

政府出資等の機会費用の計算利率については、平成20年3月末現在の10年国債（日本相互証券公表）の利回り1.275%を使用しております。

(8) リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(9) 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

2. 会計処理方法の変更

(1) 減価償却の会計処理方法の変更

当事業年度より、法人税法の改正に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

なお、この変更による損益に与える影響は軽微であります。

(2) 引当外賞与見積額

前事業年度まで行政サービス実施コスト計算書の記載対象となっていた引当外賞与見積額については、独立行政法人会計基準の改訂に伴い、当事業年度より行政サービス実施コスト計算書に計上しております。

これにより前事業年度と同一の方法によった場合と比べて、行政サービス実施コストが9百万円減少しております。

3. 重要な債務負担行為

重要な債務負担行為は、668,480,041円であります。

4. 税効果会計

繰延税金資産の主な原因別内訳

(単位：百万円)

項目	平成20年3月31日現在
繰延税金資産	
税務上繰越欠損金	821
総繰延税金資産 小計	821
控除：評価性引当額	821
繰延税金資産 合計	0

5. 重要な後発事象

該当なし

6. その他

(1) 減価償却の会計処理方法

当事業年度より、法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。

なお、この変更による損益に与える影響は軽微であります。

(2) その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報

「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）に基づき、原則として平成22年度末までに独立行政法人防災科学技術研究所と組織統合することとなっております。